

静清広域都市計画地区計画の変更（静岡市決定）

都市計画下川原南地区計画を次のように変更する。

名 称	下川原南地区計画
位 置	静岡市大字下川原4丁目、下川原5丁目及び桃園町の各一部並びに大字下川原字家下、字久能道下、字水神下、字熊野新田及び字川尻の各一部
面 積	約20.7ha
地区計画の 目 標	本地区は安倍川右岸に位置する下川原南土地区画整理事業区域内であり、工業地区、沿道サービス地区、住宅地区、医療地区を地区計画で定め、各地区の適正かつ合理的な土地利用を誘導すると共に、良好な市街地の形成を図る。
区 域 の 整 備 ・ 開 発 及 び 保 全 に 関 す る 方 針	<p>地区を4区分し、それぞれ以下の方針により土地利用を誘導する。</p> <p>工業地区 周辺地区へ及ぼす公害、騒音等を勘案しつつ、適正かつ合理的な土地利用を図る。</p> <p>沿道サービス地区 幹線道路の沿道として相応しい商業施設を誘導すると共に、景観に配慮した土地利用を図る。</p> <p>住宅地区 周辺環境に調和した良好な低層住宅地の形成を図ると共に、居住環境の悪化を防ぐため、敷地が接する道路面より1m以上盛土してはならない。</p> <p>医療地区 地域医療の拠点として相応しい適正な土地利用を図る。</p>
地区施設の 整 備 方 針	土地区画整理事業により、道路・公園を整備し、これらの機能、環境が損なわれないよう維持、保全を図る。
建築物等の 整備の方針	<p>工業地区 適正な土地利用を誘導すると共に、周辺の環境に配慮した整備を図る。</p> <p>沿道サービス地区 幹線道路の沿道として相応しい環境を形成するため、建築物等の用途の制限、規模及び形態等に配慮した整備を図る。</p> <p>住宅地区 良好な居住環境を形成するため、建築物等の用途の制限、形態及び意匠等に配慮し、潤いのある環境づくりに役立つかき、さく等についての制限を行う。</p> <p>医療地区 適正な土地利用を誘導すると共に、周辺の住環境との調和に努め、建築物等の用途の制限、建築物の高さの最高限度、建築物の形態及び意匠等に配慮した整備を図る。</p>

地区 の 区分	地区の名称	沿道サービス地区	住 宅 地 区	医 療 地 区
	地区の面積	約 1 . 6 ha	約 6 . 1 ha	約 1 . 5 ha
建 築 区 域 整 備 す る 計 画	建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>(1) 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が50 m^2を超えるもの（作業場の床面積の合計が150 m^2を超えない自動車修理工場を除く。）</p> <p>(2) 倉庫業を営む倉庫</p>	<p>次に掲げる建築物以外は建築してはならない。</p> <p>建築基準法別表第2(い)項に掲げる建築物ただし、寄宿舎及び下宿は除く</p>	<p>次に掲げる建築物以外は建築してはならない。</p> <p>建築基準法別表第2(は)項第三号に掲げる建築物</p>
	建築物の敷地面積の最低限度	135 m^2		$10,000\text{ m}^2$
	壁面の位置の制限	建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面から、道路境界線までの距離は 1 m 以上とする。	建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面から、敷地境界線までの距離は 1 m 以上とする。	<p>建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面から、道路境界線までの距離は4 m以上とする。</p> <p>ただし、延べ床面積が100 m^2未満の付属建築物は除く。</p>
	建築物の高さの最低限度	6 m	—	—
	建築物の高さの最高限度	—	10 m	40 m
	建築物等の形態又は意匠の制限	広告物・看板の形態、意匠については、すぐれた都市景観の形成に寄与するとともに周辺環境に調和したものとする。	屋根、外壁等の色彩は、良好な居住環境に相応しい落ち着いた色合いのものとし、看板広告板についても、周辺の環境を損なわないものとする。	
	かき又はさくの構造の制限	<p>道路に面するかき又はさく（門柱、2 m以下の門pei、門扉を除く）の構造は、生垣又は1.5 m以下の透視可能なものとする。</p> <p>ただし、敷地よりの高さが0.4 m以下のものの構造については適用しない。</p>	<p>道路に面するかき又はさく（門扉、門柱、左右それぞれの長さが5 m以下の門peiを除く）の構造は、生垣又は1.5 m以下の透視可能なものとする。</p> <p>ただし、敷地よりの高さが0.4 m以下のものの構造については適用しない。</p>	

「区域、地区整備計画の区域及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

建築物の敷地面積の最低限度の適用除外規定については別紙のとおり

別 紙

土地区画整理法（昭和 29 年法律第 199 号）第 103 条第 1 項の規定による換地処分又は同法第 98 条第 1 項の規定による仮換地の指定を受けた土地で、所有権その他の権利に基づいてその全部を一の敷地として使用するもの。

下川原南地区計画

凡 例

■	下川原南地区計画区域
□	住 宅 地 区
▨	医 療 地 区
▨	沿道サービス地区
▨	工 業 地 区

沿道サービス地区

住宅地区

医療地区

工業地区

